

大学院医歯薬学総合研究科 長期履修制度の概要 《 2026 年 4 月入学者用 》

1. 長期履修制度の趣旨

長期履修制度は、職業を有していることによる修学の困難さに対して、標準修業年限(4年)を超えて一定の期間にわたり計画的に教育課程を履修することができるものです。

※ 長期履修制度を適用しなくても、休学等により入学から4年以上在学することは可能です。

2. 在学期間及びカリキュラム …… 別添参照

1 年次（入学時）から長期履修制度適用を受ける場合：在学期間 8 年

2 年次から長期履修制度適用を受ける場合：在学期間 7 年

3 年次から長期履修制度適用を受ける場合：在学期間 6 年

3. 適用期間

適用 入学者	1 年次から適用 (8 年コース)	2 年次から適用 (7 年コース)	3 年次から適用 (6 年コース)
2026 年 4 月 入学者	2026 年 4 月 ~ 2034 年 3 月	2027 年 4 月 ~ 2033 年 3 月	2028 年 4 月 ~ 2032 年 3 月

4. 申請できる者（次のいずれも満たすこと）

- ・ 大学院設置基準第 14 条の教育方法の特例が適用された社会人学生である者
- ・ 入学予定者、または長期履修制度の適用を開始しようとする時の在学期間が 1 年または 2 年の者

5. 申請期限

入学時からの適用を希望する場合は入学手続き時に申請してください。

申請期限：2026 年 3 月 13 日（金） [期限厳守]

在学の途中から適用を希望する場合は、希望する適用開始年度の前年度 2 月末日。

（末日が休日の場合は変更になります。）

※ 休学期間がある場合は、申請時期が異なりますので、事前に事務担当に相談してください。

6. 長期履修期間の変更

長期履修期間の変更ができるのは、入学時に長期履修制度の適用を受けた方（8 年コース）が 7 年または 6 年に短縮する場合のみです。（別に定める要件(次項)を満たす特に優秀な学生に対しては、5 年に短縮を認める場合があります。）

※ 在学期間が既に 7 年目の方は短縮することはできません。同様に在学期間が 6 年目の方が 6 年コースに短縮することや、5 年目の方が 5 年コースに短縮することもできません。

※ 短縮が許可された場合、長期履修期間を圧縮するために必要な授業料の一括支払いが必要です。

2 年次もしくは 3 年次から長期履修制度の適用を受けた場合（在学期間 6 年コース又は 7 年コース）、その後に履修期間を短縮することはできません。

期間変更の申請期限は「5.申請期限」と同じとしますが、必ず事前に事務担当にご相談ください。

なお、2 年次もしくは 3 年次から長期履修制度の適用を受けた方（在学期間 6 年コース又は 7 年コース）が、履修期間内に修了できない場合は「留年」となりますので、注意してください。（最長在学期間は、長期履修期間を含め 8 年間です。）

7. 授業料 …… 別添参照

4年（標準修業年限）分の授業料を在学期間に応じて分割して納入します。

なお、別添の授業料額は2025年度額で算定していますので、授業料額の改定がある場合はそれに応じた額となりますので、予め了承願います。

8. 許可

申請結果は、4月上旬に通知します。

9. 長期履修制度と休学について

休学期間は在学期間に含まれません。

長期履修期間中に休学をすると、長期履修コースを満了するために在学しておかなければならない期間も延長されますのでご注意ください。

例) 2026年4月入学者が2027年4月からの7年コースの長期履修を適用した場合で、途中2年間の休学をした場合、長期履修7年コースを満了するのは、2035年3月となります。この場合、2035年3月より前の博士課程修了はできません。

10. その他

本制度の申請にあたり、学生本人の勤務先所属長の承諾を得るとともに、指導教授と十分に協議を行ってください。

【長期履修8年コースを特例により5年に短縮申請する場合の要件】

- ・短縮申請の時点で修了に必要な単位の修得ができていること
- ・各学系ごとの学位申請に必要な要件を備えていること
- ・学位申請論文に予定する論文は、「岡山大学大学院医歯薬学総合研究科修業年限の特例（4年未満修了）に関する申合せ事項」の要件に該当するものであること

以上の要件を全て満たしている場合は、変更開始を希望する年度の前年度の指定する期日※までに、要件を証明する書類及び指導教授の理由書を添えて申請することができます。

※ 期間変更の申請期限は「5.申請期限」と同じとします。

（休学期間のある場合は、申請時期が異なりますので、事前に相談してください。）